

田原市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、田原市男女共同参画推進プランⅡに基づき「みんなが自分らしく輝けるまち・たはら」の実現を目指すため、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的少数者である2人の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある2人が市長に対して、互いがパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達している者であること。
- (2) 田原市内に住所を有する者又は宣誓の日から3か月以内に田原市内への転入を予定している者であること。
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいない者であること。
- (4) 共に宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップにない者であること。

- (5) 共に宣誓をしようとする者同士が、民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができないとされている者同士の関係にならないこと。ただし、パートナーシップを前提として養子縁組をし、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、双方共に市職員の面前において自ら記入したパートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）を、市長に提出しなければならない。この場合において、宣誓をしようとする者の一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができない事情があると市長が認めるときは、双方立会いの下で他の者に代筆させることができる。

2 宣誓書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）。ただし、田原市内への転入を予定している者にとっては、その事実が確認できる書類によるものとする。

(2) 戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）、独身証明書、婚姻要件具備証明書その他現に婚姻していないことを証明する書類（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

3 宣誓をしようとする者は、宣誓書を提出するときは、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示しなければならない。

(1) 個人番号カード

(2) 運転免許証

(3) 旅券

(4) 在留カード

(5) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、登録証

明書等であって、宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が相当と認める書類

(締結自治体からの宣誓の継続)

第4条の2 田原市とパートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定を締結している自治体（以下「締結自治体」という。）において、当該締結自治体の定めるところにより宣誓をしている者であって、田原市へ転入し、パートナーシップを継続しようとする者は、パートナーシップ継続届出書（様式第1号の2。以下「届出書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（届出の日前3月以内発行されたものに限る。）

(2) 締結自治体から交付された受領証等

(3) その他市長が必要と認める書類

3 第4条第3項の規定は、届出書を提出する場合について準用する。この場合において、同項中「宣誓」とあるのは「届出」と、「宣誓書」とあるのは「届出書」と読み替えるものとする。

4 市長は、第1項の規定による届出に基づいて、第6条第1項の規定によりパートナーシップ宣誓書受領証を交付したときは、当該届出をした者の転入元の締結自治体に次に掲げる書類を送付する。

(1) 届出書の写し

(2) 締結自治体から交付された受領証等

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において通称名（戸籍に記載された氏名に代わるものとして広く通用し

ているものをいう。以下同じ。)を使用することができる。

- 2 前項の規定による通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を、前条第1項の規定による宣誓をするときに提示しなければならない。

(受領証等の交付)

第6条 市長は、第4条第1項の規定による宣誓をした者又は第4条の2第1項の規定による届出をした者(以下「宣誓者」という。)が第3条に掲げる要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号又は様式第2号の2。以下「受領証」という。)を宣誓者に交付するものとする。

- 2 市長は、宣誓者からの申出がある場合は、受領証のほか、パートナーシップ宣誓書受領証カード(様式第3号又は様式第3号の2。以下「受領証カード」という。)を交付するものとする。

(受領証等の再交付)

第7条 宣誓者は、受領証又は受領証カード(以下「受領証等」という。)を紛失し、毀損し、又は汚損したときは、市長に対し、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第4号。以下「再交付申請書」という。)を提出することにより、受領証等の再交付を受けることができる。宣誓書に記載した氏名等に変更があった場合も、同様とする。

- 2 前項の規定による再交付を申請する場合は、毀損又は汚損の場合にあっては受領証等を、氏名等の変更の場合にあっては受領証等及び当該変更の内容が分かる書類を、再交付申請書に添付しなければならない。

- 3 市長は、第1項の規定による再交付の申請を受けたときは、第4条第1項の規定により提出された宣誓書が保存されている場合に限り、受領証等を再交付するものとする。

4 第1項の規定による再交付を受けた者は、紛失した受領証等を発見したときは、速やかに当該受領証等を市長に返還しなければならない。

(受領証等の返還)

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受領証等を市長に返還するとともに、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第5号)を、市長に提出しなければならない。

(1) 宣誓者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。

(2) 宣誓者の一方が死亡したとき。

(3) 第3条第2号から第5号までに掲げる要件に該当しなくなったとき。

2 前条の規定にかかわらず、第3条第2号に掲げる要件に該当しなくなった場合で、締結自治体へ転出し、当該締結自治体においてパートナーシップを継続しようとする者は、当該締結自治体の定めるところにより、当該締結自治体の長を経由して受領証等を返還するものとする。

(宣誓の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、宣誓を無効とする。ただし、第2号に該当するときは、同号の規定に違反する事由が生じたときから将来に向かってのみ無効とする。

(1) 宣誓者が、虚偽その他の不正な方法により受領証等の交付を受けたことが判明したとき。

(2) 交付を受けた受領証等を不正に使用したことが判明したとき。

(3) 宣誓者が、パートナーシップの宣誓をした時点において第3条各号のいずれかに該当していなかったことが判明したとき。

2 市長は、前項の規定により宣誓が無効とされた場合は、第6条の規定により交付を受けた受領証等の返還を求めるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。